

○事業系一般廃棄物減量計画の作成，届出等に関する規則

平成 7 年 12 月 20 日

規則第 38 号

(目的)

第 1 条 この規則は，廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 5 年豊中市条例第 5 号。以下「条例」という。)第 15 条に基づき，事業活動に伴う多量の一般廃棄物の減量計画の作成，届出等に関して，必要な事項を定めることを目的とする。

(多量一般廃棄物)

第 2 条 条例第 15 条に規定する事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずるとは，次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するものをいう。ただし，市長が特に必要と認めるものにあつては，この限りでない。

(1) 事務所，店舗，飲食店，工場その他の事業の用途に供するための建築物(以下「事業用建築物」という。)であつて，当該事業の用途に供する部分の延べ面積(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積の合計をいい，同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあつては，当該事業の用途に供する部分の延べ面積の合計とする。以下同じ。)が 3,000 平方メートル以上のもの(住宅の用途と複合した建築物にあつては，当該住宅の用途に供する部分を除く。)から一般廃棄物が排出される場合

(2) 前号に該当しない事業用建築物であつて，当該事業により一般廃棄物が月 3 トン以上排出される場合

(事業系一般廃棄物減量計画の作成及び届出)

第 3 条 前条各号に規定する一般廃棄物を多量に排出する建築物の占有者(以下「多量排出事業者」という。)は，前年度の実績に基づき毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間における条例第 15 条に規定する一般廃棄物の減量に関する計画(以下「事業系一般廃棄物減量計画」という。)を作成し，その年の 5 月 31 日までに，市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は，事業系一般廃棄物減量計画書を市長に提出することにより行うものとする。

3 第 1 項の事業系一般廃棄物減量計画の作成及び届出に関し，同項の占有者により難い事由があると認めるときは，所有者をもって多量排出事業者とする。

(事業系一般廃棄物管理責任者の選任及び届出)

第 4 条 多量排出事業者は，当該建築物に係る事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する次に掲げる業務を行わせるため，当該事業活動を開始した日から 30 日以内に，事業系一般廃棄物管理責任者を選任し，市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更するときも，同様とする。

(1) 事業系一般廃棄物減量計画の作成及びその進行管理に関すること。

(2) 当該建築物に係る事業系一般廃棄物の種類，発生量，処理の方法等の把握に関するこ

と。

(3) 当該建築物の事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に係る市との連絡事務に関すること。

(4) 当該建築物の事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に係る関係者との連絡及び推進に関すること。

2 前項の規定による届出は、事業系一般廃棄物管理責任者選任(変更)届を市長に提出することにより行うものとする。

3 多量排出事業者は、自ら事業系一般廃棄物管理責任者となることを妨げない。

(様式)

第 5 条 この規則による事業系一般廃棄物減量計画書及び事業系一般廃棄物管理責任者選任(変更)届の様式については、市長が別に定める。

(委任規定)

第 6 条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に事業活動を開始している多量排出事業者に対する第 4 条の規定の適用については、同条中「当該事業活動を開始した日から 30 日以内」とあるのは「平成 8 年 5 月 31 日まで」とする。

附 則(平成 19 年 3 月 23 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 11 月 30 日規則第 67 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。